

総会

配布：一般

2018年1月17日

第72会期

議事日程議題6

2017年12月20日に総会により採択された決議

[第二委員会の報告書に基づく (A/72/417)]

72/200. 持続可能な開発のための情報通信技術

総会は、

2001年12月21日の56/183、2002年12月20日の57/238、2003年6月23日の57/270B、2004年12月22日の59/220、2006年3月27日の60/252、2007年12月19日の62/182、2008年12月19日の63/202、2009年12月21日の64/187、2010年12月20日の65/141、2011年12月22日の66/184、2012年12月21日の67/195、2013年12月20日の68/189、2014年12月19日の69/204、2015年12月22日の70/184および2016年12月21日の71/212の総会諸決議を想起し、

2006年7月28日の2006/46、2008年7月18日の2008/3、2009年7月24日の2009/7、2010年7月19日の2010/2、2011年7月26日の2011/16、2012年7月24日の2012/5、2013年7月22日の2013/9、2014年7月16日の2014/27、2015年7月22日の2015/16および2016年7月27日の2016/22の経済社会理事会諸決議もまた想起し、そして情報社会に関する世界サミットの成果文書に対する実施とフォローアップにおいて為された進展の評価に関する2017年7月6日の理事会決議2017/21を考慮し、

その中で総会が、包括的で、遠大なまた人々中心の一連の普遍的でまた変形力のある持続可能

な開発目標と具体的目標、2030年までにこの目標の完全実施のために精力的に活動することに対するその公約、極貧を含む、そのあらゆる形態および次元の貧困を削減することは、最大の世界的な課題でありまた持続可能な開発にとって不可欠な要件であるというその認識、均整のとれたまた統合されたやり方でその三つの次元（経済、社会および環境）における持続可能な開発を達成すること並びにミレニアム開発目標の達成を踏まえることに対するその公約、およびその未完了の事業に対処することを求めることを採択した、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と表題のついた、2015年9月25日の総会決議70/1を再確認し、

地球規模のレベルでの持続可能な開発のための2030アジェンダのフォローアップと再検討に関する2016年7月29日の総会決議70/299を想起し、

持続可能な開発のための2030アジェンダと不可分の一体であり、それを支援しまた補完し、具体的な政策と行動で具体的目標の実施の手段を状況に当てはめるのを助け、そして資金調達の課題に対処するその強い政治的公約とグローバル・パートナーシップの精神と連帯で持続可能な開発のためのあらゆるレベルでの可能な環境を創り出すことを再確認する第三回開発資金国際会議のアジス・アベバ行動目標に関する2015年7月27日の総会決議69/313を再確認し、

2003年12月10日から12日までジュネーブで開催された、その第一段階の情報社会に関する世界サミットにより採択された¹原則宣言と行動計画、そして総会による是認²、並びに2005年11月16日から18日までチュニスで開催された、その第二段階のサミットにより採択され³、そして総会により是認された⁴、情報社会のためのチュニス公約とチュニス・アジェンダを想起し、

持続可能な開発のための2030アジェンダとアジス・アベバ行動計画に含まれた情報通信技術に対する言及に留意し、そして情報社会に関する世界サミット過程と2030アジェンダの、並びにその他の関連する政府間成果との間の緊密な連携を求める呼びかけをくり返し表明し、

その中で、それが潜在的な情報通信技術の格差に対処し継続して焦点を絞ることのために分野を特定した、世界サミットの成果の実施において為された進展を評価した、2015年12月15日と

¹ A/C.2/59/3、添付文書参照。

² 決議59/220参照。

³ A/60/687参照。

⁴ 決議60/252参照。

16日にニューヨークで開催された、情報社会に関する世界サミットの成果の実施の全体的な再検討に関する総会のハイレベル会合の成果文書⁵を想起し、

ジュネーブ原則宣言に提示されたような、情報社会に関する世界サミットのビジョンに対するその共通の要望と公約を再確認し、

情報通信技術が、新しい機会と課題を示していることまた開発途上国が、新しい技術にアクセスすることにおいて直面している主要な障害に対処する緊急の必要性があることを認識し、諸国間や諸国内のおよび男女間の並びに女兒と男児の間のデジタルデバイドに橋渡しする支配的な課題に対処しまた開発のための情報通信技術を利用する必要性を強調し、そしてスピード、安定性、入手可能性、言語、現地調達率、障がい者のための利用しやすさを含む、多元的アプローチを用いつつ、デジタルデバイドや知識の溝を橋渡しするアクセスの質を強調する必要性を想起し、

地域のまた国際的なレベルでの情報社会に関する世界サミットの成果の実施とフォローアップにおいて為された進展に関する事務総長報告書⁶に留意し、

開発のための科学技術委員会を通した、経済社会理事会への情報社会に関する世界サミットの成果の実施に関する年次報告書の継続を求める呼びかけに留意し、そして理事会決議 2006/46 に規定されたように、システム全体のフォローアップにおけるフォーカルポイントとして理事会を支援すること、とりわけ世界サミットの成果の実施において為された進展の再検討と評価、における同委員会の役割を再確認し、

2017年5月8日から12日までジュネーブでの開発のための科学技術委員会の第20会期の開催に留意し、そして優先的なテーマとして「ジェンダーと青年の側面に特別な焦点を絞った、既存のまた生じつつある技術から利益を得るデジタル・コンピテンシーの構築」を含み、従って、能力構築のための経験を共有しそしてパートナーシップを追求する全ての利害関係者のためのプラットフォームを提供している、第21会期を期待し、

国際電気通信連合、国際連合貿易開発会議、国際連合教育科学文化機関および国際連合開発計

⁵ 決議 70/125.

⁶ A/72/64-E/2017/12.

画により毎年合同で準備された情報社会に関する世界サミット・フォーラムの開催に更に留意し、

ブロードバンドのためのブロードバンド委員会の昌道対象を達成することに向けた進展の評価と世界中のブロードバンドの状態を提供している、*ブロードバンドの状態 2017 年：持続可能な開発目標を促進する働きをしているブロードバンド* と表題のついた持続可能な開発のためのブロードバンド委員会の報告書に留意し、デジタルデバイドを橋渡しする必要性に留意し、そしてその中で同委員会が世界人口の半分弱が、インターネットと現在つながっておりそして後発開発途上国の 10 人に一人以下が繋がっていないことを指摘した、「2020 年までに次の 15 億人をつなぐための協働」と表題のついた、同委員会の特別会期の報告書に留意し、

持続可能な開発のためのブロードバンド委員会のデジタル・ジェンダー・デバイドに関する作業部会およびその進捗報告書に含まれたジェンダー・デジタルデバイドを橋渡しすることにおける行動のための勧告、すなわち、六つの分類されたデータを通してデバイドの状況を理解すること、ジェンダーの視点を戦略、政策、計画および予算に統合すること、アクセス、入手可能性、安全性、デジタル・スキルと妥当性および共同作業と良い実践の共有を含む、障害に対処すること、に留意し、またその中でジェンダー、階級、地理および年齢が、人が新しい技術を利用できるかどうかについて著しい影響をもち、人々の全ての集団がこれらの技能を開発できることを確保するための戦略を示すことができる、新しい世界的なスキル・ギャップの出現を強調している、「生活と仕事のためのデジタル・スキル」と表題のついたブロードバンド委員会の教育に関する作業部会の報告書に更に留意し、

2017 年 10 月 4 日から 6 日までジュネーブでの e コマースとデジタル・エコノミーに関する政府間の専門家グループの第 1 会期の開催を歓迎し、そしてその政策勧告に期待し、

情報通信技術は、経済的参加に対する低い障害により、雇用と社会福祉に対する必然的な利益を伴った、経済開発と投資の極めて重要な推進者であるという事実を認識し、そして社会の中における情報通信技術の増加している普及は、政府が、消費者が関連するサービス、事業を提供した国民が公的や私的な生活に参加する方法に重大な影響を有していることを認識し、

しかしながら、最近の進展にも関わらず、重要かつ増えているデジタルデバイドは、利用、入手可能性および情報通信技術の利用並びにブロードバンドへのアクセスに関して先進国と途上国

の間でまたその中で残っていることを強調し、インターネットの利用可能性などのそのような問題に関するものを含む、デジタルデバイドを閉ざすための、そして新しい技術が全ての者にとって利用可能であることを含む、情報通信技術の利益を確保するための緊急の必要性をまた強調し、これに関連して情報通信技術に対するアクセスを著しく増しそして 2020 年までに後発開発途上国におけるインターネットへの普遍的なまた入手可能なアクセスを提供するため努力するというその公約を再確認し、そしてグローバルな電気通信/情報通信技術開発のためのコネクト 2020 アジェンダを含む、デジタルデバイドの橋渡しを助けそしてアクセスを拡大するための多くの努力に留意し、

ジェンダー・デジタルデバイドが、教育、雇用および経済的や社会的開発のその他の分野におけるものを含めて、情報通信技術に対する女性のアクセスと利用において続いていることに大きな懸念をもって留意し、そしてこれに関連して、国際電気通信連合の女兒のための国際 ICT デーやイコール・パートナーシップとして知られている、デジタル時代のジェンダー平等のためのグローバル・パートナーシップなどのデジタル時代における女性と女兒の平等な参加を促進するためのアクセス、スキルおよび指導力に焦点を絞った多くのイニシアティブを歓迎し、

包括的な、人々中心のそして開発志向の情報社会を構築することを目的として、助言、サービスおよび支援を提供することを目的とする国のまた地方のレベルでの活動とイニシアティブの影響を更に高めるために能力開発政策と持続可能な支援に焦点を絞る必要性を認識し、

話題のテーマは、情報通信技術へのアクセス、使用および適用並びに持続可能な開発の経済的、社会的および環境的側面に関するその影響に関連する問題に現れ続けていることに留意し、

人々がオフラインで有している同様の権利は、オンラインでもまた守られなければならないことを再確認し、情報社会に関する世界サミットのビジョンに向けた進展は、経済開発の機能と情報通信技術の拡散だけでなく、人権と基本的自由の実現に関する進展の機能も考慮されるべきであることを強調し、

協力の強化に向けた進展とインターネット・ガバナンス・フォーラムの招集を含む、インターネット・ガバナンスは、ジュネーブとチュニスで開催されたサミットの成果に定められた規定をフォローし続けるべきであることを再確認し、

2006年にアテネで、2007年にブラジルのリオデジャネイロで、2008年にインドのハイデラバードで、2009年にエジプトのシャルム・エル・シェイクで、2010年にヴィリニウスで、2011年にナイロビで、2012年にバクーで、2013年にインドネシアのバリで、2014年にトルコのイスタンブールで、2015年にブラジルのジョアンペソアで、2016年にメキシコのグアダハラで、そして2017年にジュネーブで開催されたインターネット・ガバナンス・フォーラムの会合を準備することにおいて主催国により遂行された努力を歓迎し、

2015年12月16日の総会決議70/125において総会により要求されそして経済社会理事会決議2017/21において同理事会により是認された、作業部会の構造と構成に関する開発のための科学技術委員会の委員長による提案に基づく、協力強化に関する作業部会の設立をまた歓迎し、

急激な技術の進歩は、機会と課題を示していること、また政府、民間部門、国際機構、市民社会および技術社会並びに学界は、持続可能な開発のための2030アジェンダの実現を支援するそれらの可能性を利用する方法を理解するために、急速な技術の進歩に関連する社会的、経済的、倫理的、文化的小および技術的問題を考慮すべきであることに留意し、

その初めから情報社会に関する世界サミットの過程を性格づけてきたマルチ・ステークホルダー協力と関与の価値と原則を認識し、そしてその個々の役割と責任の範囲内、特に開発途上国からの均整の取れた代表性で、政府、民間部門、市民社会、国際機構、技術社会および学界並びにその他の全ての利害関係者の効果的な参加、パートナーシップおよび協力が、情報社会を開発することにおいて極めて重要であったし、また重要であり続けることを再確認し、

テロリストを含む、犯罪目的のための情報通信技術の使用を防止することと闘うことにおいて、国家、とりわけ開発途上国が、直面した課題について意識し、そしてこれに関連して国際協力を続け、そしてその要請に基づいて、国内法と国際法に従ったそのような使用の防止、起訴および刑罰のための技術援助と能力構築活動を強化する必要性を強調し、

誰も置き去りにしないという誓約をくり返し表明し、人間の尊厳が基本であるという認識、および全ての国家と人々並びに社会のあらゆる階層のために達成された目標とターゲットを見たいという願いを再確認し、そして最初に最も遅れをとる者に手を差し伸べるための努力に対して再び公約し、

どの国または誰も置き去りにしないことを確保することそして最も遅れをとる者の包摂と参加を確保することによるものを含めて、課題が最大であるところに私たちの努力を集中することに対し再び公約し、

1. 情報通信技術は、とりわけグローバリゼーションの文脈における開発の課題に対し、新しい解決策を提供する可能性を持っており、持続的な、包括的なそして全ての国家、特に開発途上国、とりわけ後発開発途上国の、世界規模の経済への統合を促進することに役立つ、平等の経済成長並びに持続可能な開発、競争力、情報と知識へのアクセス、貿易と開発、貧困撲滅および社会的包摂を促進できることを認識する。

2. その発展と普及に関連した独特なまた生じつつある課題に留意すると同時に、世界中のほぼ全ての地方への浸透を見て、社会の交流のための新しい機会を創設し、新しいビジネスモデルを可能にしそして全てのその他の部門における経済成長と開発に貢献してきている、公的および私的部門の貢献により支えられた、情報通信技術の注目すべき発展と普及を歓迎する。

3. 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ⁷とその他の国際的に合意された開発目標を実現するための情報通信技術の可能性が、17 全ての持続可能な開発目標を通じた進展を加速できることに留意しつつ、それを認識し、それに応じて全ての政府、民間部門、市民社会、国際機構、技術社会および学界並びに関連するその他の全ての利害関係者に対し、情報通信技術を同目標を実施することに対する自らのアプローチに統合することを促し、そして情報社会に関する世界サミットのアクションラインを促進している国際連合組織に対し、2030 アジェンダの実施を支援する自らの報告および作業計画を再検討することを要請する。

4. デジタルデバイドと知識の溝の橋渡しすることの総会の公約を再確認し、そのアプローチは、多元的でなければならないまた、そのアクセスの質を強調しつつ、アクセスを構成するものの進化している理解を含まなければならないことを再確認し、スピード、安定性、入手可能性、言語、現地調達率、障がい者のための利用しやすさは、今や質の中核的要素であることまたハイスピード・ブロードバンドは、既に持続可能な開発の実現要因であることを認める。

⁷ 決議 70/1.

5. 情報通信技術において民間部門、市民社会および技術社会により果たされる重要な役割を強調する。

6. 情報社会に関する世界サミットのジュネーブとチューニスの段階の成果の効果的な実施を確保するため、特に、官民連携を含む、国の、地域のまた国際的なマルチ・ステークホルダー・パートナーシップおよび情報通信技術部門における、後発開発途上国を含む、開発途上国、開発パートナーおよび関係者との共同努力と対話における国のまた地域のマルチ・ステークホルダー・テーマ別フォーラムの促進を通じた、その個々の役割と責任の範囲内で、先進国と開発途上国の両方からの利害関係者の間と利害関係者内の強化されたまた継続している協力を奨励する。

7. 情報社会に関する世界サミットの成果文書に含まれたアクションラインの実施において、国の政府、地域委員会および非政府組織と民間部門を含む、その他の利害関係者と協力した国際連合組織により為されてきた進展に留意し、そして持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施のためにこれらのアクションラインの使用を奨励する。

8. デジタル・エコノミーは、グローバル経済の重要かつ成長している一部であることまた連結性は、国内総生産における増加と関連することにまた留意し、そしてデジタル・エコノミーにおける全ての諸国、とりわけ開発途上国の参加を拡大することの非常に重要なことを認識する。

9. e コマースの準備状態における能力構築のための技術援助の供給をより容易に乗り切ることを開発途上国に許すことによりまたドナーが資金提供できる計画の明快な描写を有することをドナーに可能にすることにより、電気為替を通して、貿易開発に対する新しいアプローチを提供している、2016 年 7 月 17 日から 22 日までナイロビで開催された、国際連合貿易開発会議の第 14 会期で始まった、全ての者の e トレードなどのイニシアティブを通して、e コマースからの開発の利益を最大化することに継続して焦点を絞ることを促す。

10. 国際連合貿易開発会議は、後発開発途上国における e コマースを利用することに関連した機会と課題の認識を高めるため、その他のドナーや組織と協力して後発開発途上国の迅速な e トレード調査を始めそして実施してきたことをこれに関連して認識する。

11. 最近の進展や著しい利益にも関わらず、情報通信技術に対するアクセスや使用において一

様でない成長がまだあることもまた認識し、そして先進国における 100 人あたり 90 人の移動式ブロードバンド加入者に対して、開発途上国では 41 人、後発開発途上国では 20 人以下であるという事実またアクセスのコストが、平均家計収入に関して開発途上国においては高く、情報通信技術に対する入手可能なアクセスの欠如をもたらしていることを含めて、先進国と開発途上国との間のまたその中の実質的な継続しているデジタルとブロードバンドのデバイドについて懸念を表明する。

12. 調査と開発、更なる競争力、投資および情報通信技術のコストの迅速な削減をもたらし得る実行可能な戦略の策定を奨励し、そして全ての関連する利害関係者に対し、行動の中でも特に、全てのレベルでの強化された政策を可能にする環境、増加した投資と技術革新に資する法のまた規制的な枠組、官民連携、普遍的なアクセス戦略と入手可能性を改善するための国際協力、教育、能力構築、多言語使用、文化保存、相互に合意された条件での投資と技術移転を通じた、諸国間のまたその中の成長しているデジタルデバイドに対処することを促す。

13. ジェンダー・デジタルデバイドが続いていること、またインターネットを利用している女性の割合が、世界中の男性のそれよりも 12 パーセント低く、後発開発途上国におけるよりも 31 パーセント低いことを認識し、2013 年以来、多くの地域においてジェンダー・デジタルデバイドは、狭くなってきたとは言え、それはアフリカで広がってきていることに懸念をもって留意し、これに関連して全ての利害関係者に対し、情報社会における女性の完全参加と新技術を含む、開発のための情報通信技術への女性のアクセスを確保することを求め、この点でジェンダーに関する強調を強めることにより、情報社会に関する世界サミットの成果文書に含まれたアクションラインの実施と監視を支援するという、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)を含む、関連する国際連合組織に対する総会の要請をくり返し表明し、そして情報通信技術に関連する意思決定過程における女性の完全参加を確保するという公約を再確認する。

14. 地域的なまた国際的なレベルでの世界サミットの成果の実施とフォローアップにおいて為された進展に関する事務総長報告書⁶において注視されたように、地域委員会により促進された、地域レベルでの情報社会に関する世界サミットの成果の実施に留意する。

15. 国際連合基金および計画並びに専門機関に対し、その各々の職務権限と戦略的計画の範囲内で、情報社会に関する世界サミットの成果の実施に対して貢献することを奨励し、そしてこれに関連して割り当てられた適切な資源の重要性を強調する。

16. 情報社会に関する世界サミットの成果の実施の全体的な再検討に関する総会のハイレベル会合の成果文書⁵に定められたように、2025年までインターネット・ガバナンス・フォーラムの職務権限の延長を認める。

17. インターネット・ガバナンス・フォーラムとインターネット・ガバナンスの主要な要素に関連した公共政策問題の議論を含む、情報社会のためのチュニス・アジェンダの第72項に反映されたように、様々な問題に関するマルチ・ステークホルダー対話のためのフォーラムとしてのその職務権限の重要性を認識し、そして事務総長に対し、地域的なまた国際的なレベルでの情報社会に関する世界サミットの成果の実施とフォローアップにおいて為された進展について彼の年次報告の一部として、インターネット・ガバナンス・フォーラムに対する改善についての作業部会の報告書⁸に含まれた勧告の実施において為された進展に関する情報、とりわけ開発途上国の参加を高めることに関するものを、提出し続けることを要請する。

18. インターネット・ガバナンス・フォーラムの全ての会合における、全ての開発途上国、とりわけ後発開発途上国からの、政府や利害関係者の参加の強化の必要性を強調し、そしてこれに関連して、加盟国並びにその他の関連する利害関係者に対し、フォーラム自身ならびにその準備会合に開発途上国からの政府およびその他の全ての利害関係者の参加を支援することを招請する。

19. 情報社会のためのチュニス・アジェンダに想定された協力の強化を更に実施する方法に関する勧告を策定する協力の強化に関する作業部会の現行の作業に留意し、そして全ての政府およびその他の関連する利害関係者の全ての異なる見解と専門知識を考慮しつつ、彼ら、とりわけ開発途上国からの、十分な関与を可能にする同作業部会の必要性を強調する。

20. 協力の強化に関する作業部会への参加者に対し、情報社会に関する世界サミットの成果の実施に関する事務総長の定期報告書への情報として役立つことになる、開発のための科学技術委員会の第21会期に報告書を提出することにより作業部会の職務権限を遂行する作業部会の努力を、先に進めることを奨励する。

21. 情報通信技術が、新しい機会と課題を示していることそして開発途上国が、可能にする適

⁸ A/67/65-E/2012/48 and A/67/65/Corr.1-E/2012/48/Corr.1.

切な環境、十分な資源、インフラストラクチャー、教育、能力、投資および連結性、並びに技術の主体的取組、基準設定および技術の流れに関連する問題など、新しい技術に関与することとアクセスすることにおいて直面している主要な障害に対処する緊急の必要性があることを認識し、そしてこれに関連して、全ての利害関係者に対し、デジタル的に能力を強化された社会と知識経済に向けた開発途上国、とりわけ後発開発途上国の能力構築の強化を含む、実施手段を確保することを促す。

22. 持続可能な開発の極めて重要な実現要因としての情報通信技術の可能性を利用しそしてデジタルデバイドを打ち負かす必要性もまた認識し、そしてそのような技術の生産的利用のための能力構築は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダと第三回開発資金国際会議のアジス・アベバ行動目標⁹の実施において然るべき配慮が与えられるべきであることを強調する。

23. 情報通信技術の能力構築のための堅実な基礎は、情報社会を築くことに関連した多くの分野にあるとは言え、現行の課題、特に、開発途上国や後発開発途上国にとっての課題に対処するための継続した努力の必要性がまだあることに留意し、情報通信技術とインターネット・ガバナンス問題を扱っている制度、組織および団体が関与する幅広い能力開発の積極的な影響に注意を払う。

24. なかんづく、自らの国際貿易能力を開発するインターネットと e コマースの使用に関連した課題と機会に対処するため、開発途上国、とりわけ後発開発途上国を支援することの重要性を認識する。

25. 入手可能なまた信頼できる技術とサービスへのアクセスの欠如は、多くの開発途上国、とりわけアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国並びに中所得国、紛争状況にある諸国、紛争後の諸国および自然災害により影響を受けた諸国に非常に重要な課題を残したままであること、そして調査および開発並びに相互に合意された期間の移転を含む、任意の施策が、より低い経費の連結性の選択肢の開発をさらに進めるために必要であろうことを念頭に置きつつ、全ての努力は、情報通信技術とブロードバンド・アクセスの価格を削減するため配置されるべきであることをまた認識する。

26. 世界中の成長に配分された情報の量としての情報と知識の自由な流れの重要性および通信の役割がなお一層重要になってきたことを更に認識し、学校のカリキュラムにおける情報通信技術

⁹ 決議 39/313、添付文書。

の主流化、データへのオープンアクセス、競争の促進、透明な、信頼できる、独立したそして差別のない規制や法制度の創造、それ相応な税とライセンス料、金融へのアクセス、官民連携の促進、マルチ・ステークホルダー協力、国や地域のブロードバンド戦略、無線周波数スペクトルの効率的な割り当て、インフラ共有モデル、共同体に基づくアプローチおよび公共アクセス施設が、多くの諸国において連結性と持続可能な開発における著しい利益を促進してきたことを認める。

27. 全ての利害関係者に対し、デジタルデバイドを橋渡しすることの目標を自らの異なる形態、関係する優先事項の分野において、eガバメントの開発に貢献する効果的な適正戦略に変えるために、また諸国間のまた諸国内のデジタルデバイドを狭くすることを目的とした草の根レベルでのブロードバンドへのアクセスと、同様に、情報と知識社会を築くことを含む、貧困を削減するための情報通信技術政策と応用に焦点を絞り続けるために維持することを求める。

28. アジス・アベバ行動目標において為された公約に留意し、そして情報通信技術に対する政府開発援助やその他の譲与的融資の流れが、開発の成果に対して、とりわけそれらが公的および私的投資のリスクを削減でき、そして良い統治と徴税を強化するための情報通信技術の使用を増す場合、著しく貢献できることを認識する。

29. 情報通信技術のインフラ、内容およびサービスにおける民間部門投資の非常に重要なことを認識し、政府に対し、投資の増加および技術革新に資する法的や規制的な枠組を創り出すことを奨励し、そして官民連携、普遍的なアクセス戦略およびそのためのその他のアプローチの重要性をまた認識する。

30. 開発資金に関する第二回経済社会理事会年次フォーラムの開催を歓迎し、その政府間で合意された結論と勧告に留意し、フォローアップ過程における更なる進展を期待し、開発資金に関する機関間タスク・フォースの作業、科学技術支援メカニズムの三つの構成要素の運用化において為された進展および持続可能な開発目標のための科学、技術および技術革新に関する第二回年次マルチ・ステークホルダー・フォーラムの開催を歓迎する。

31. 国際連合システムの関連する機関に対し、自らの各々の職務権限と資源の範囲内で、この決議の実施において、誰も置き去りにせずそしてどの国も置き去りにしないことを確保することを求める。

32. 事務総長に対し、第 73 会期の総会に対して、開発のための科学技術に関する委員会と経済社会理事会を通して、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ、アジス・アベバ行動目標、情報社会に関する世界サミットの再検討過程、持続可能な開発のための科学、技術および技術革新に関するマルチ・ステークホルダー・フォーラムの副議長による概要¹⁰およびその他の関連する過程を考慮しつつ、地域的なまた国際的なレベルでの情報社会に関する世界サミットの成果の実施とフォローアップにおいて為された進展に関する彼の年次報告書の一部として、本決議の実施とフォローアップの状態に関する報告書を提出することを要請する。

33. その他のことが決定されない限り、「持続可能な開発のための情報通信技術」と表題のついた議題を、総会の第 73 会期の暫定議事日程に含めることを決定する。

第 74 回本会議

2017 年 12 月 20 日

¹⁰ E/HLPF/2017/4.